

## 下水道技術開発会議規約（案）

### 第1条. 目的

下水道技術開発会議（以下「会議」という。）は、下水道技術ビジョンのフォローアップと技術開発推進方策の検討を行い、また、必要に応じて調査を実施することにより、技術面において、下水道に課せられた使命実現を支えることを目的とする。

### 第2条. 構成委員

会議の委員は、下水道の技術開発に関する国、地方公共団体、研究機関等（民間含む）のうちから選定する。

委員の任期は委員委嘱の日から1年間とする。

### 第3条. 座長

座長は国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部長がその任にあたり、会議を統括する。

会議の招集は座長が行う。

座長が必要と認める場合には、委員を追加することができる。

### 第4条. 分科会

特定の課題についての検討を行うため会議に分科会を置くことができる。

### 第5条. 事務局

会議の事務局は国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部内に置く。

### 第6条. その他

この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議において定める。